

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	国保資格取得	中条町担当	町民福祉課	国保年金係	担当者名	吉田純子
分科会	2	国保・国民年金分科会	調整項目	1	納税義務の発生・消滅	黒川村担当	住民課	国民健康保険係	担当者名	高橋英子

現況			調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村		
資格取得事由及び取得年月日	他市町村からの転入	転入した日	転入した日	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
	出生の場合	生まれた日	生まれた日	
	健保等の資格を喪失した場合及び被扶養者の資格喪失	健保の資格がなくなった日（退職した翌日） 被扶養者の資格を喪失した日	健保の資格がなくなった日（退職した翌日） 被扶養者の資格を喪失した日	
	生活保護法による保護を廃止された場合	保護を廃止された日	保護を廃止された日	
	国保組合の被保険者でなくなった場合	被保険者でなくなった日	被保険者でなくなった日	

現 況			調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																		
資格喪失事由及び喪失年月日	他市町村へ転出した場合	他市町村へ転出した日の翌日 ただし、転出の日に他市町村の区域内に住所を有するに至ったときはその転出の日	他市町村へ転出した日の翌日 ただし、転出の日に他市町村の区域内に住所を有するに至ったときはその転出の日	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																
	死亡の場合	死亡した日の翌日	死亡した日の翌日																	
	健保等の資格を取得した場合及び被扶養者の資格取得	健保等の被保険者資格を取得した日の翌日及び被扶養者の資格を取得した日の翌日（1日だけ国保の資格と重複する）	健保等の被保険者資格を取得した日の翌日及び被扶養者の資格を取得した日の翌日（1日だけ国保の資格と重複する）																	
	生活保護法による保護が開始された場合	生活保護法の保護が開始された日	生活保護法の保護が開始された日																	
	国保組合の被保険者になった場合	被保険者となった日	被保険者となった日																	
14年度平均	4,574 世帯 10,202 人（内、老人保健医療給付対象者 3,100 人）	888 世帯 1,873 人（内、老人保健医療給付対象者 634 人）																		
15年度予算	4,722 世帯 10,668 人（内、老人保健医療給付対象者 3,248 人）	870 世帯 1,860 人																		
			財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																	
中条町																				
黒川村																				
計																				
関係法令等	国民健康保険法、民法、住民基本台帳法、地方自治法、健康保険法、船員保険法	国民健康保険法、民法、住民基本台帳法、地方自治法、健康保険法、船員保険法	備考 平成15年度当初予算ベース																	